

7. 地方消費税引き上げ分の使途について（令和4年度決算）

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度大鹿村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 市町村交付金（社会保障財源化分） 14,843 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 318,081 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

区 分	決算額	財 源 内 訳				
		特定財源	一般財源	うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉費	社会福祉総務費	56,769	3,653	53,116	6,961	0
	高齢者福祉	9,622	1,975	7,647	2,953	0
	障害者福祉	64,723	46,020	18,703	1,777	0
						0
	小 計	131,114	51,648	79,466	11,691	0
社会保険	国民健康保険	11,904	4,511	7,393	0	0
	後期高齢者医療	23,993	4,371	19,622	0	0
	介護保険	22,046	7,257	14,789	0	0
						0
	小 計	57,943	16,139	41,804	0	0
保健衛生費	保健衛生総務費	122,719	5,888	116,831	1,719	0
	予防事業費	6,305	1,274	5,031	1,433	0
	小 計	129,024	7,162	121,862	3,152	0
合 計	318,081	74,949	243,132	14,843	0	